

第24回中国ブロック発注者協議会幹事会

日 時:令和4年6月29日(水)14:00～15:30

場 所:広島合同庁舎1号館附属棟大会議室

議 事 次 第

1. 開 会
2. 挨拶
3. 出席者紹介
4. 議 事
 - (1) 令和3年度における目標達成度の公表について
 - (2) 中国ブロックにおける新たな指標に対する
令和4年度の取組方針について
 - (3) その他連絡事項
5. 閉 会

	所属	出欠	役職	氏名	
現地会場 合同庁舎1号館 付属2階大会議室 (19名)	警察庁 中国四国管区警察局	代理	総務監察・広域調整部会計課 課長補佐(管財當務)	古賀 直哉	
	財務省 中国財務局	代理	管財部統括国有財産管理官(第三部門) 上席国有財産管理官	藤本光二	
	財務省 広島国税局	幹事	當務監理官	佛常 美子	
	中国地方整備局 企画部	幹事長	企画部長	西澤 賢太郎	
	中国地方整備局 企画部	幹事	技術調整管理官	福代 智之	
	中国地方整備局 企画部	幹事	技術開発調整官	今津 勉	
	中国地方整備局 総務部	幹事	契約管理官	吾郷 英明	
	中国地方整備局 建設部	幹事	建設産業調整官	山本 博司	
	中国地方整備局 営繕部	幹事	営繕品質管理官	庄司 剛	
	中国地方整備局 太田川河川事務所	幹事	事務所長	平野 明德	
	国土交通省 中国運輸局	幹事	総務部 会計課長	海馬 恵美	
	海上保安庁 第六管区海上保安本部	幹事	経理補給部経理課長	木本 輝清	
	防衛省 中国四国防衛局	幹事	調達計画課長	藤井 裕二	
	広島高速道路公社	幹事	技術管理課長	吉川 克明	
	日本下水道事業団 中国四国総合事務所	幹事	プロジェクトマネジメント室長	久久保 秀人	
	島根県	代理	技術管理課・調整監	八澤 弘志	
	広島県	幹事	技術管理担当監	野浜慎介	
	広島県	幹事	農林整備管理課長	池田 浩之	
	広島市	幹事	技術管理課長	秋信 隆雄	
Web会議による参加 (Teams) (24名)	農林水産省 中国四国農政局	代理	農村振興部 設計課 技術審査官	森上 和治	
	林野庁 近畿中国森林管理局	幹事	経理課長	猿橋 徹	
	中国地方整備局 空港港湾部	幹事	事業計画官	嘉屋 健二	
	中国地方整備局 鳥取河川国道事務所	幹事	事務所長	井上 直	
	中国地方整備局 出雲河川事務所	幹事	事務所長	小谷 哲也	
	中国地方整備局 岡山国道事務所	代理	副所長	桐谷 文昭	
	中国地方整備局 山口河川国道事務所	幹事	事務所長	松本 幸司	
	国土交通省 大阪航空局	代理	大阪航空局 契約課 課長補佐	廣野 英一	
	環境省 中国四国地方環境事務所	代理	自然環境整備課課長補佐	津郷和英	
	西日本高速道路(株) 中国支社	幹事	技術管理担当課長	前原 直樹	
	本州四国連絡高速道路(株) しまなみ尾道管理センター	幹事	副所長	大谷 康史	
	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	幹事	総務課 マネージャー	吉田 博	
	鳥取県	代理	農林水産部 農地・水保全課 課長補佐	西田 幸生	
	鳥取県	代理	県土整備部 技術企画課 課長補佐	山中 圭介	
	岡山県	幹事	技術管理課長	清水 一仁	
	岡山県	幹事	農林水産部参事	榎谷 吉郎	
	山口県	幹事	技術管理課長 農村整備課長	工藤 展照 田島 紹伸	
	岡山市	幹事	工事契約担当課長	水田 博	
	鳥取市	幹事	検査契約課長	河上 昌輝	
	松江市	幹事	契約検査課長	松浦 真也	
	倉敷市	幹事	工事検査課長	吉田 圭一	
	三原市	幹事	契約課長	有平 明彦	
	山口市	幹事	契約監理課 課長	柿並 剛	
	欠席	水産庁	欠席	-	-
		広島高等裁判所	欠席	-	-

「中国ブロック発注者協議会」設置要領

（設置）

第1条 「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）」及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（平成17年8月26日閣議決定）」（以下「基本方針」という。）の趣旨を踏まえ、中国ブロック発注者協議会（以下「協議会」という）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化し、もって中国ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

（事務）

第3条 協議会は、下記の事項について連絡調整を行う。
一 基本方針等に示された公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況
二 その他前条の目的を達成するために必要な事項

（委員）

第4条 協議会は別紙1に掲げる委員をもって構成する。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
2 会長は会務を総括し、協議会を代表する。
3 協議会に副会長を置き、会長が指名する。
4 副会長は会長に事故がある時は、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。
2 協議会の会議は、会長が議長を務める。
3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

（幹事）

第7条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。
なお、必要に応じて各県地域において連絡調整を図るものとする。
2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
3 幹事会に幹事長を置き、幹事のうちから会長が指名する。
4 幹事会に副幹事長を置き、幹事長が指名する。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、中国地方整備局が関係機関の協力を得て処理する。

（雑則）

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要領は、平成20年10月9日から施行する。
この要領は、平成23年7月13日から施行する。
この要領は、平成24年7月18日から施行する。
この要領は、平成25年1月30日から施行する。
この要領は、平成25年7月9日から施行する。
この要領は、平成26年7月14日から施行する。
この要領は、平成27年9月2日から施行する。
この要領は、平成28年3月24日から施行する。
この要領は、平成29年3月24日から施行する。
この要領は、平成30年3月23日から施行する。
この要領は、令和元年7月23日から施行する。

第4条関係(委員)

	所 属	部 署	役 職	備 考
副会長 会 長	警察庁	中国四国管区警察局	総務監察・広域調整部長	
	財務省	中国財務局	管財部長	
		広島国税局	総務部次長	
	農林水産省	中国四国農政局	農村振興部長	
	林野庁	近畿中国森林管理局	総務企画部長	
	国土交通省	中国地方整備局	局 長	
		中国地方整備局	副局長	
		中国地方整備局	副局長	
		中国運輸局	総務部長	
	海上保安庁	第六管区海上保安本部	経理補給部長	
	環境省	中国四国地方環境事務所	統括自然保護企画官	
	防衛省	中国四国防衛局	調達部長	
	広島高等裁判所	オブザーバー参加	会計課首席技官	オブ
	鳥取県	農林水産部	農林水産部長	
		県土整備部	県土整備部長	
	島根県	農林水産部	農林水産部長	
		土木部	土木部長	
	岡山県	農林水産部	農林水産部長	
		土木部	土木部長	
	広島県	農林水産局	農林水産局長	
		土木建築局	土木建築局長	
	山口県	農林水産部	農林水産部長	
		土木建築部	土木建築部長	
	岡山市	都市整備局	都市整備局長	
	広島市	都市整備局	都市整備局長	
	鳥取市	総務部	総務部長	
	松江市	都市整備部	都市整備部長	
	倉敷市	総務部	総務部長	
	三原市	財務部	財務部長	
	山口市	総務部	総務部長	
西日本高速道路(株)	中国支社	建設・改築事業部長		
本州四国連絡高速道路(株)	しまなみ尾道管理センター	所 長	本四代表	
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	人形峠環境技術センター	副所長		
広島高速道路公社		理 事		
日本下水道事業団	中国・四国総合事務所	所 長		
事務局	国土交通省	中国地方整備局	総務部長	
			企画部長	

第7条関係(幹事会)

別紙-2

	所 属	部 署	役 職	備 考	
副幹事長	警察庁	中国四国管区警察局	総務監察・広域調整部 会計課長		
	財務省	中国財務局 広島国税局	管財部 統括国有財産管理官 総務部 営繕監理官		
幹事長	農林水産省	中国四国農政局	農村振興部 設計課長		
	林野庁	近畿中国森林管理局	総務企画部 経理課長		
	国土交通省	中国地方整備局	企画部長		
			企画部 技術調整管理官		
			企画部 技術開発調整官		
			総務部 契約管理官		
			建政部 建設産業調整官		
			港湾空港部 事業計画官		
			営繕部 営繕品質管理官		
			各県代表事務所長	各県	
		中国運輸局	総務部 会計課長		
	海上保安庁	第六管区海上保安本部	経理補給部 経理課長		
	環境省	中国四国地方環境事務所	自然環境整備課長		
	防衛省	中国四国防衛局	調達部 調達計画課長		
	広島高等裁判所	オブザーバー参加		オブ	
	鳥取県	農林水産部	農業振興監 農地・水保全課長		
		県土整備部	県土整備部参事監		
島根県	農林水産部	農村整備課長			
	土木部	技術管理課長			
岡山県	農林水産部	農林水産部参事			
	土木部	技術管理課長			
広島県	農林水産局	農林整備管理課長			
	土木建築局	技術管理担当監			
山口県	農林水産部	農村整備課長			
	土木建築部	技術管理課長			
岡山市	財政局財務部	工事契約担当課長			
広島市	都市整備局	技術管理課長			
鳥取市	総務部	検査契約課長			
松江市	財政部	契約検査課長			
倉敷市	総務部	工事検査課長			
三原市	財務部	契約課長			
山口市	総務部	契約監理課長			
西日本高速道路(株)	中国支社	建設・改築事業部 技術管理担当課長			
本州四国連絡高速道路(株)	しまなみ尾道管理センター	副所長	本四代表		
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	人形峠環境技術センター	調達課長			
広島高速道路公社	企画調査部	技術管理課長			
日本下水道事業団	中国・四国総合事務所	プロジェクトマネジメント室長			
事務局	中国地方整備局				

令和3年度における目標達成度の公表について



運用指針に基づく指標設定(R3~R5)

◆中国ブロック発注者協議会の目標7項目 (H30~R2)

前回(H27~29)の目標項目のうち、達成度が低い項目及び全国统一指標を取り込んだ目標

- ① 原則一般競争入札とする
- ② 予定価格については原則として事後公表とする
- ③ 総合評価落札方式の適切な活用を図る
- ④ 元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置を行う
- ⑤ 適正な予定価格の設定
- ⑥ 適切な設計変更
- ⑦ 施工時期等の平準化



◆品確法運用指針の全国统一指標

各発注機関が発注関係事務を適切かつ効率的に運用するため、体系的にとりまとめた指標(R2.1.30改定)

	工事	測量、調査及び設計【新】
必ず実施すべき事項	<ol style="list-style-type: none"> ① 予定価格の適正な設定 ② 歩切りの根絶 ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 ④ 施工時期の平準化【新】 ⑤ 適正な工期設定【新】 ⑥ 適切な設計変更 ⑦ 発注者間の連携体制の構築 	<ol style="list-style-type: none"> ① 予定価格の適正な設定 ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 ③ 履行期間の平準化 ④ 適正な履行期間の設定 ⑤ 適切な設計変更 ⑥ 発注者間の連携体制の構築
実施に努める事項	<ol style="list-style-type: none"> ① ICTを活用した生産性向上【新】 ② 入札契約方式の選択・活用 ③ 総合評価落札方式の改善【新】 ④ 見積りの活用 ⑤ 余裕期間制度の活用 ⑥ 工事中の施工状況の確認【新】 ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化 	<ol style="list-style-type: none"> ① ICTを活用した生産性向上 ② 入札契約方式の選択・活用 ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用 ④ 履行状況の確認 ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化
災害対応	<ol style="list-style-type: none"> ① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用 ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入 ③ 災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携 	



3ヶ年(R3~R5)の指標

新しい運用指針を実現するため、これまで定めた目標のうち、達成度の低い項目などを考慮し、「**全国统一指標**」から5項目、「**地域独自指標**」を4項目を設定し、令和3年度から指標9項目の実現を目指しているところ

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 地域平準化率(施工時期の平準化) ② 週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定) ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 ④ 予定価格の事後公表の実施状況 ⑤ 入札契約制度(一般競争入札)の基準の設定状況 | <ol style="list-style-type: none"> ⑥ 入札契約制度(総合評価落札方式)の基準の設定状況 ⑦ 地域平準化率(履行期限の分散) ⑧ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 ⑨ ウィークリースタンスの実施状況 |
|--|--|
- ※①~⑥:工事、⑦~⑨:業務

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正(公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律)

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

- ・相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
- ・働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
- ・i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～

○発注者の責務

- ・適正な工期設定(休日、準備期間等を考慮)
- ・施工時期の平準化(債務負担行為や繰越明許費の活用等)
- ・適切な設計変更(工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用)

○受注者(下請含む)の責務

- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

働き方改革の推進

○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止(違反者には国土交通大臣等から勧告・公表)
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

○発注者・受注者の責務

- ・情報通信技術の活用等による生産性向上

生産性向上への取組

○技術者に関する規制の合理化

- ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

○発注者の責務

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携
- ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

○災害時における建設業者団体の責務の追加

- ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保

- ・経営管理責任者に関する規制を合理化
- ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

○調査・設計の品質確保

- ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～

- 令和3年度は、発注者協議会で定めた「3ヶ年(R3~R5)指標」の1年目にあたる。
- 令和元年6月に品確法が改正(令和元年6月14日公布・施行)され、法第22条により、令和2年1月30日に発注関係事務の運用に関する指針(以降「運用指針」。)を国が改定し、新しい運用指針を実現するために、新たな指標を設けることとなった。
- 設定指標については、運用指針に定められた以下の「必ず実施すべき事項」の中から「全国统一指標」が提示され、「地域独自指標」についても「必ず実施すべき事項」を優先に令和3年開催の中国ブロック発注者協議会、令和3年度開催の各県発注者協議会で議論してきた。

工 事

測量、調査及び設計(業務)

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 歩切りの根絶
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④ 施工時期の平準化
- ⑤ 適正な工期設定
- ⑥ 適切な設計変更
- ⑦ 発注者間の連携体制の構築

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ③ 履行期間の平準化
- ④ 適正な履行期間の設定
- ⑤ 適切な設計変更
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ 総合評価落札方式の改善
- ④ 見積りの活用
- ⑤ 余裕期間制度の活用
- ⑥ 工事中の施工状況の確認
- ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ④ 履行状況の確認
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

「全国统一指標」+「地域独自指標」の設定

工事

①地域平準化率(施工時期の平準化)

国等・都道府県・市区町村の全ての工事の稼働件数から算出した平準化率(地域ブロック単位・県域単位で公表)

※地域平準化率の内訳となる各発注機関別の平準化率(R2実績、参考値)を併せて公表

②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合
(地域ブロック単位・県域単位で公表)

※週休2日対象工事:週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、
現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
(県域単位で公表)

測量、調査及び設計(業務)

①地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合(地域ブロック単位・県域単位で公表)

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
(県域単位で公表)

中国ブロック独自指標【工事】

中国ブロック独自指標設定の考え方(工事)

- 1) 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の中で少なくとも「必ず実施すべき事項」について、優先に設定する。
- 2) 令和元年度の指標7項目のうち達成度の低いものについて考慮する。

必ず実施すべき事項

① 予定価格の適正な設定

⇒ ○令和元年度に「予定価格の適正な設定」については、概ね達成しており、指標として設定しない

② 歩切りの根絶

⇒ ○平成29年度に「歩切は行わない」については、達成しており、指標として設定しない

③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

⇒ ○全国指標として、「低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況」で設定済み

○令和元年度の達成率が低い「予定価格については原則事後公表とする」については、地域独自指標として加える

④ 施工時期の平準化

⇒ ○全国指標として、「地域平準化率」で設定済み

⑤ 適正な工期設定

⇒ ○全国指標として、「週休2日対象工事の実施状況」で設定済み

⑥ 適切な設計変更

⇒ ○令和元年度に「適切な設計変更」については、概ね達成しており指標として設定しない

⑦ 発注者間の連携体制の構築

⇒ ○発注者協議会にて構築済み

実施に努める事項

① ICTを活用した生産性向上

⇒ ○全ての発注機関での取り組みは困難なため指標として設定しない

② 入札契約方式の選択・活用

⇒ ○令和元年度の達成率が低い「原則一般競争とする」については、地域独自指標として加える。

○令和元年度の達成度が低い「総合評価落札方式の適切な活用を図る」については、地域独自指標として加える

③ 総合評価落札方式の改善

⇒ ○全ての発注機関での取り組み事象とならないため指標として設定しない

④ 見積りの活用

⇒ ○全ての発注機関での取り組み事象とならないため指標として設定しない

⑤ 余裕期間制度の活用

⇒ ○全ての発注機関での取り組み事象とならないため指標として設定しない

⑥ 工事中の施工状況の確認

⇒ ○全ての発注機関での取り組みは困難なため指標として設定しない

⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

⇒ ○全ての発注機関での取り組みは困難なため指標として設定しない

中国ブロック独自指標【工事】

中国ブロック独自指標については、以下の結果から指標を設定したい。

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 歩切りの根絶
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④ 施工時期の平準化
- ⑤ 適正な工期設定
- ⑥ 適切な設計変更
- ⑦ 発注者間の連携体制の構築

指標として設定しない
 指標として設定しない
 全国統一指標として設定済み
地域独自指標として加える
 全国統一指標として設定済み
 全国統一指標として設定済み
 指標として設定しない
 指標として設定しない

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ 総合評価落札方式の改善
- ④ 見積りの活用
- ⑤ 余裕期間制度の活用
- ⑥ 工事中の施工状況の確認
- ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

指標として設定しない
地域独自指標として加える(2項目)
 指標として設定しない
 指標として設定しない
 指標として設定しない
 指標として設定しない
 指標として設定しない



中国ブロック独自指標

工事においては、運用指針の中で「必ず実施すべき事項」、「実施に努める事項」及び令和元年度の指標の達成度が低い項目を考慮し、以下の3項目について指標として設定したい。

- 予定価格の事後公表の実施状況（必ず実施すべき事項③）
- 入札契約制度（一般競争入札）の基準の設定状況（実施に努める事項②）
- 入札契約制度（総合評価落札方式）の基準の設定状況（実施に努める事項②）

中国ブロック独自指標【業務】

中国ブロック独自指標設定の考え方(業務)

- 1)「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の中で少なくとも「必ず実施すべき事項」について、優先に設定する。
- 2)働き方改革の推進を図るための取り組みを優先に設定する。

必ず実施すべき事項

① 予定価格の適正な設定

⇒ ○各機関のヒアリングより、令和元年度に「予定価格の適正な設定」の工事同様に概ね達成しており指標として設定しない

② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

⇒ ○全国統一指標として、「低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況」で設定済み

③ 履行期間の平準化

⇒ ○全国統一指標として、「地域平準化率」で設定済み

④ 適正な履行期間の設定

⇒ ○適正な履行期間の設定を行う前提条件として平準化に取り組む。

⑤ 適切な設計変更

⇒ ○各機関のヒアリングより、令和元年度に「適切な設計変更」で工事同様に達成しており、指標として設定しない

⑥ 発注者間の連携体制の構築

⇒ ○発注者協議会にて構築済み

実施に努める事項

① ICTを活用した生産性向上

⇒ ○全ての発注機関での取り組みは困難なため、指標として設定しない

② 入札契約方式の選択・活用

⇒ ○工事において取り組むことで工事同様に進むと考えられることから、指標として設定しない

③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用

⇒ ○工事において取り組むことで工事同様に進むと考えられることから、指標として設定しない

④ 履行状況の確認

⇒ ○**ウイークリースタンスの実施を推進するため、指標として設定する。**

⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

⇒ ○全ての発注機関での取り組みは困難なため、指標として設定しない

中国ブロック独自指標【業務】

中国ブロック独自指標については、以下の結果から指標を設定したい。

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ③ 履行期間の平準化
- ④ 適正な履行期間の設定
- ⑤ 適切な設計変更
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築

指標として設定しない
全国統一指標として設定済み
全国統一指標として設定済み
 指標として設定しない
 指標として設定しない
 指標として設定しない

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ④ 履行状況の確認
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

指標として設定しない
 指標として設定しない
 指標として設定しない
地域独自指標として加える
 指標として設定しない



中国ブロック独自指標

業務においては、運用指針の中で「実施に努める事項」の④履行状況の確認から、以下のとおり設定する。

- ウィークリースタンスの実施状況（実施に努める事項④）

■工事においては、全国統一指標①～③、中国ブロック独自指標④～⑥の全6項目とする。

- ①地域平準化率(施工時期の平準化)
- ②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)
- ③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)
- ④予定価格の事後公表の実施状況
- ⑤入札契約制度(一般競争入札)の基準の設定状況
- ⑥入札契約制度(総合評価落札方式)の基準の設定状況

■測量、調査及び設計(業務)においては、全国統一指標⑦～⑧、中国ブロック独自指標⑨の全3項目とする。

- ⑦地域平準化率(履行期限の分散)
- ⑧低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)
- ⑨ウイークリースタンスの実施状況

令和3年度の目標達成状況について

令和3年度中国ブロックにおける指標の達成状況について 中国ブロック全体集計(目標達成出来た割合)

	■工事												■測量、調査及び設計(業務)						
	(全国統一指標)						(中国ブロック独自指標)						(全国統一指標)			(中国ブロック独自指標)			
	指標①	指標②	指標③	指標④	指標⑤	指標⑥	指標⑦	指標⑧	指標⑨	指標⑦	指標⑧	指標⑨	実績値	R3目標値	実績値	R3目標値	達成率	達成機関数	
	地域平準化率 (施工時期の平準化) 対象:国、県、市町村	週休2日対象工事の実施 状況(適正な工期設定) 対象:国、5県2市	低入札価格調査基準又は 最低制限価格の設定 状況(ダンピング対策) 対象:国、県、市町村	予定価格の事後公表の 実施状況 対象:国、県、市町村	入札契約制度(一般競争 入札)の基準の設定状況 対象:国、県、市町村	入札契約制度(総合評価 落札方式)の基準の設定 状況 対象:国、県、市町村	地域平準化率 (履行期限の分散) 対象:国、5県2市	低入札価格調査基準又は 最低制限価格の設定 状況(ダンピング対策) 対象:国、5県2市	ウィークリースタンスの実 施状況 対象:国、県、市町村										
	実績値	R3目標値	実績値	R3目標値	実績値	R3目標値	達成率	達成機関数	達成率	達成機関数	達成率	達成機関数	実績値	R3目標値	実績値	R3目標値	達成率	達成機関数	
国等	0.867	0.875	0.91		0.94		100%	18/18	100%	18/18	89%	16/18	0.50		0.92		50%	9/18	
鳥取県	0.71	0.85	0.68		0.92		65%	13/20	50%	10/20	50%	10/20	0.44		1.00		50%	10/20	
島根県	0.73	0.80	0.61		0.90		40%	8/20	95%	19/20	60%	12/20	0.46		0.99		25%	5/20	
岡山県	0.69	0.75	0.81		0.98	1.00	68%	19/28	82%	23/28	68%	19/28	0.49	0.45	1.00	1.00	18%	5/28	
広島県	0.81	0.80	0.56		0.99		63%	15/24	83%	20/24	92%	22/24	0.44		1.00		21%	5/24	
山口県	0.74	0.85	0.54		0.96		95%	19/20	80%	16/20	90%	18/20	0.48		0.47		15%	3/20	
全体	0.76	—	0.68		0.96		71%	92/130	82%	106/130	75%	97/130	0.47		0.90		28%	37/130	

	指標①	指標②	指標③	指標④	指標⑤	指標⑥	指標⑦	指標⑧	指標⑨
結果	<p>●広島県のみ目標を達成しており、その他の機関については、目標値より少し低い状況となっている。</p> <p>達成度の低い機関の主な理由⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゼロ県債などの当初予算の確保が必要。 ・市町村によっては、必要性を感じていない。 	<p>●広島県と山口県については、達成度が5割程度であるが、その他の機関は8割を超えている。</p> <p>達成度の低い機関の主な理由⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施した際の労務費・機械経費(賃料)のアップ率が低い。 ・維持工事などで週休2日の設定が困難な工事がある。 	<p>●9割以上で設定されている。引き続き取り組みを進め100%を目指す。</p> <p>達成度の低い機関の主な理由⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査基準や最低制限価格の設定金額未達の工事が多い。 	<p>●予定価の事後公表は38機関が実施しておらず、達成度が低い。</p> <p>●現在検討中 5機関</p> <p>●未実施 33機関 (うち19機関が何らかの対策を実施)</p> <p>主な理由⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前公表の方が、予定価格漏洩などの不正防止につながる。 	<p>●入札契約制度(一般競争入札)の基準の設定は24機関が実施しておらず、達成度が低い。</p> <p>●現在検討中 10機関</p> <p>●未実施 14機関</p> <p>主な理由⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内業者への発注を基本としているため必要性が低い。 ・事務手続きが煩雑であり、受注者の決定までに時間を要する。 	<p>●入札契約制度(総合評価落札方式)の基準の設定は33機関が実施しておらず、達成度が低い。</p> <p>●現在検討中 12機関</p> <p>●未実施 21機関</p> <p>主な理由⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価に値する工事が無い。 ・受発注者双方で、事務手続きの負担が大きくまた、入札までの期間も要する。 	<p>●令和3年度は、概ね目標値に近い状況である。引き続き取り組みを進め、令和4年度の目標達成を目指す。</p> <p>達成度の低い機関の主な理由⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象金額以下の件数が多い。 	<p>●ほとんどの機関で8割以上の設定状況であるが、山口県においては、5割程度である。</p> <p>達成度の低い機関の主な理由⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者の意識改革が必要。 ・従前からコンサルタントに過度な依頼を行っておらず取組の必要性が低い。 	<p>●ウィークリースタンスは93機関が実施しておらず、達成度が非常に低い。</p> <p>●現在検討中 26機関</p> <p>●未実施 67機関</p> <p>主な理由⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者の意識改革が必要。 ・従前からコンサルタントに過度な依頼を行っておらず取組の必要性が低い。

令和3年度中国ブロックにおける指標の達成状況について

中国ブロック全体集計(目標達成出来た割合)

	■工事											■測量、調査及び設計(業務)							
	(全国統一指標)						(中国ブロック独自指標)					(全国統一指標)				(中国ブロック独自指標)			
	指標①		指標②		指標③		指標④		指標⑤		指標⑥		指標⑦		指標⑧		指標⑨		
	地域平準化率 (施工時期の平準化)		週休2日対象工事の実 状況 (適正な工期設定)		低入札価格調査基準 又は最低制限価格の 設定状況 (ダンピング対策)		予定価格の事後公表 の実施状況		入札契約制度(一般競 争入札)の基準の設定 状況		入札契約制度(総合評 価落札方式)の基準の 設定状況		地域平準化率 (履行期限の分散)		低入札価格調査基準 又は最低制限価格の 設定状況 (ダンピング対策)		ウィークリースタンスの 実施状況		
国等	0.87	—	0.91	—	0.94	—	100%	18/18	100%	18/18	89%	16/18	0.50	—	0.92	—	50%	9/18	
鳥取県	0.71	—	0.68	—	0.92	—	65%	13/20	50%	10/20	50%	10/20	0.44	—	1.00	—	50%	10/20	
島根県	0.73	—	0.61	—	0.90	—	40%	8/20	95%	19/20	60%	12/20	0.46	—	0.99	—	25%	5/20	
岡山県	0.69	—	0.81	—	0.98	—	68%	19/28	82%	23/28	68%	19/28	0.49	—	1.00	—	18%	5/28	
広島県	0.81	—	0.56	—	0.99	—	63%	15/24	83%	20/24	92%	22/24	0.44	—	1.00	—	21%	5/24	
山口県	0.74	—	0.54	—	0.96	—	95%	19/20	80%	16/20	90%	18/20	0.48	—	0.47	—	15%	3/20	
全体	0.76	—	0.68	—	0.96	—	71%	92/130	82%	106/130	75%	97/130	0.47	—	0.90	—	28%	37/130	

※1: ○/○は、達成機関数/全体機関数 を示す

※2: 国等には、特殊法人等を含む

※3: 各県には、全県内市町村を含む

令和3年度中国ブロックにおける指標の達成状況について

■工事(全国統一指標)

指標①：地域平準化率(施工時期の平準化)

発注機関毎に平準化率を記載する。

$$\text{平準化率(件数)} = \frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$$

「財団法人日本建設情報統合センターコリンズ・テクリスセンター」登録データを活用
 対象：契約金額500万円以上の工事
 稼働件数：当該月に工期が含まれる工事の件数

国等機関 (全18機関)		鳥取県内 (全20機関)		島根県内 (全20機関)		岡山県内 (全28機関)		広島県内 (全24機関)		山口県内 (全20機関)			
発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度		
国土交通省 中国地方整備局	0.89	鳥取県	0.77	島根県	0.83	岡山県	0.72	広島県	0.90	山口県	0.78		
警察庁 中国四国管区警察局	—	鳥取市	0.61	松江市	0.44	岡山市	0.71	広島市	0.86	山口市	0.68		
財務省 中国財務局	0.11	米子市	0.55	浜田市	0.54	倉敷市	0.77	三原市	0.86	下関市	0.65		
財務省 広島国税局	0.00	倉吉市	0.70	出雲市	0.50	津山市	0.63	呉市	0.69	宇部市	0.91		
農林水産省 中国四国農政局	0.52	境港市	0.66	益田市	0.79	玉野市	0.47	竹原市	0.91	萩市	0.63		
林野庁 近畿中国森林管理局	0.80	岩美町	0.20	大田市	0.70	笠岡市	0.37	尾道市	0.71	防府市	0.63		
国土交通省 中国運輸局	—	若桜町	0.66	安来市	0.62	井原市	0.88	福山市	0.66	下松市	0.72		
国土交通省 大阪航空局	0.59	智頭町	0.89	江津市	0.84	総社市	0.73	府中市	0.81	岩国市	0.71		
海上保安庁 第六管区海上保安本部	0.54	八頭町	0.39	雲南市	0.62	高梁市	0.80	三次市	0.80	光市	0.47		
環境省 中国四国地方環境事務所	0.98	三朝町	0.60	奥出雲町	0.59	新見市	0.74	庄原市	0.69	長門市	0.51		
防衛省 中国四国防衛局	1.05	湯梨浜町	0.81	飯南町	0.68	備前市	0.45	大竹市	0.75	柳井市	0.94		
水産庁	0.75	琴浦町	0.93	川本町	0.44	瀬戸内市	0.57	東広島市	0.78	美祢市	0.48		
広島高等裁判所	0.78	北栄町	0.59	美郷町	0.56	赤磐市	0.65	廿日市市	0.53	周南市	0.49		
西日本高速道路(株) 中国支社	1.05	日吉津村	0.63	邑南町	0.96	真庭市	0.65	安芸高田市	0.54	山陽小野田市	0.73		
本州四国連絡高速道路(株) しまなみ尾道管理センター	0.98	大山町	0.36	津和野町	1.02	美作市	0.47	江田島市	0.75	周防大島町	0.63		
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	1.00	南部町	0.45	吉賀町	0.81	浅口市	0.74	府中町	0.64	和木町	0.59		
広島高速道路公社	0.59	伯耆町	0.46	海士町	1.43	和気町	0.59	海田町	0.59	上関町	0.69		
日本下水道事業団 中国・四国総合事務所	0.88	日南町	0.73	西ノ島町	0.38	早島町	0.32	熊野町	0.58	田布施町	0.83		
達成度	0.87	日野町	1.89	知夫村	0.74	里庄町	0.81	坂町	0.94	平生町	0.85		
		江府町	0.61	隠岐の島町	0.61	矢掛町	0.67	安芸太田町	0.85	阿武町	0.42		
達成度	0.71	達成度	0.73	新庄村	0.52	北広島町	0.76	達成度	0.81	鏡野町	0.26	大崎上島町	0.65
				勝央町	0.38	世羅町	0.65						
達成度	0.69	達成度	0.69	奈義町	0.59	神石高原町	0.89	達成度	0.81	西粟倉村	0.33	達成度	0.81
				久米南町	0.07								
達成度	0.69	達成度	0.69	美咲町	0.59	達成度	0.69	達成度	0.69	吉備中央町	0.79		
				達成度	0.69								

令和3年度中国ブロックにおける指標の達成状況について

■工事(全国統一指標)
 指標②：週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

発注機関毎に週休2日対象工事率を記載する。

週休2日対象工事の実施状況 = $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告等)}}{\text{全工事件数(公告等)}}$

週休2日対象工事件数:週休2日が確保出来る工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

対象:当該期間中に公告等の発注手続きを行った全ての工事の件数。

対象期間:当該年度(4月1日～3月31日)とする。

国等機関 (全18機関)		鳥取県内 (全20機関)		島根県内 (全20機関)		岡山県内 (全28機関)		広島県内 (全24機関)		山口県内 (全20機関)	
発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度
国土交通省 中国地方整備局	1.00	鳥取県	0.68	島根県	0.61	岡山県	0.87	広島県	0.63	山口県	0.54
警察庁 中国四国管区警察局	1.00	鳥取市		松江市		岡山市	0.55	広島市	0.44	山口市	
財務省 中国財務局	0.18	米子市		浜田市		倉敷市		三原市		下関市	
財務省 広島国税局	1.00	倉吉市		出雲市		津山市		呉市		宇部市	
農林水産省 中国四国農政局	1.00	境港市		益田市		玉野市		竹原市		萩市	
林野庁 近畿中国森林管理局	0.97	岩美町		大田市		笠岡市		尾道市		防府市	
国土交通省 中国運輸局	0.00	若桜町		安来市		井原市		福山市		下松市	
国土交通省 大阪航空局	0.92	智頭町		江津市		総社市		府中市		岩国市	
海上保安庁 第六管区海上保安本部	1.00	八頭町		雲南市		高梁市		三次市		光市	
環境省 中国四国地方環境事務所	0.00	三朝町		奥出雲町		新見市		庄原市		長門市	
防衛省 中国四国防衛局	0.98	湯梨浜町		飯南町		備前市		大竹市		柳井市	
水産庁	1.00	琴浦町		川本町		瀬戸内市		東広島市		美祢市	
広島高等裁判所	0.00	北栄町		美郷町		赤磐市		廿日市市		周南市	
西日本高速道路(株) 中国支社	0.76	日吉津村		邑南町		真庭市		安芸高田市		山陽小野田市	
本州四国連絡高速道路(株) しまなみ尾道管理センター	0.50	大山町		津和野町		美作市		江田島市		周防大島町	
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	1.00	南部町		吉賀町		浅口市		府中町		和木町	
広島高速道路公社	1.00	伯耆町		海士町		和気町		海田町		上関町	
日本下水道事業団 中国・四国総合事務所	0.00	日南町		西ノ島町		早島町		熊野町		田布施町	
達成度	0.91	日野町		知夫村		里庄町		坂町		平生町	
		江府町		隠岐の島町		矢掛町		安芸太田町		阿武町	
達成度	0.68	達成度	0.61	新庄村		北広島町		達成度	0.56	達成度	0.54
				鏡野町		大崎上島町					
				勝央町		世羅町					
				奈義町		神石高原町					
				西粟倉村		達成度	0.81				
				久米南町							
				美咲町							
				吉備中央町							
				達成度	0.81						

令和3年度中国ブロックにおける指標の達成状況について

■工事(中国ブロック独自指標)
 指標④： 予定価格の事後公表の実施状況

◎：原則、全工事で実施
 ○：一部工事で実施
 ▲：実施に向けた検討
 ×：未実施
 ※：未実施
 (但し、競争性の確保や真の積算力・技術力・経営力の低下を防ぐための取組みを実施)

国等機関 (全18機関)		鳥取県内 (全20機関)		島根県内 (全20機関)		岡山県内 (全28機関)		広島県内 (全24機関)		山口県内 (全20機関)			
発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度		
国土交通省 中国地方整備局	◎	鳥取県	○	島根県	※	岡山県	◎	広島県	○	山口県	◎		
警察庁 中国四国管区警察局	◎	鳥取市	○	松江市	◎	岡山市	◎	広島市	◎	山口市	◎		
財務省 中国財務局	◎	米子市	×	浜田市	◎	倉敷市	○	三原市	※	下関市	◎		
財務省 広島国税局	◎	倉吉市	○	出雲市	◎	津山市	×	呉市	※	宇部市	◎		
農林水産省 中国四国農政局	◎	境港市	▲	益田市	◎	玉野市	○	竹原市	※	萩市	○		
林野庁 近畿中国森林管理局	◎	岩美町	×	大田市	◎	笠岡市	▲	尾道市	◎	防府市	◎		
国土交通省 中国運輸局	◎	若桜町	×	安来市	※	井原市	×	福山市	※	下松市	○		
国土交通省 大阪航空局	◎	智頭町	◎	江津市	※	総社市	×	府中市	○	岩国市	○		
海上保安庁 第六管区海上保安本部	◎	八頭町	○	雲南市	※	高梁市	◎	三次市	○	光市	○		
環境省 中国四国地方環境事務所	◎	三朝町	○	奥出雲町	※	新見市	◎	庄原市	※	長門市	○		
防衛省 中国四国防衛局	◎	湯梨浜町	※	飯南町	※	備前市	◎	大竹市	○	柳井市	○		
水産庁	◎	琴浦町	○	川本町	※	瀬戸内市	○	東広島市	※	美祢市	×		
広島高等裁判所	◎	北栄町	×	美郷町	※	赤磐市	×	廿日市市	○	周南市	◎		
西日本高速道路(株) 中国支社	◎	日吉津村	◎	邑南町	※	真庭市	◎	安芸高田市	※	山陽小野田市	○		
本州四国連絡高速道路(株) しまなみ尾道管理センター	◎	大山町	◎	津和野町	◎	美作市	○	江田島市	○	周防大島町	◎		
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	◎	南部町	○	吉賀町	×	浅口市	×	府中町	◎	和木町	○		
広島高速道路公社	◎	伯耆町	○	海士町	×	和気町	▲	海田町	◎	上関町	◎		
日本下水道事業団 中国・四国総合事務所	◎	日南町	○	西ノ島町	▲	早島町	◎	熊野町	○	田布施町	◎		
達成度 ※◎又は○の機関数	100%	日野町	◎	知夫村	○	里庄町	◎	坂町	※	平生町	◎		
	18/18	江府町	×	隠岐の島町	○	矢掛町	×	安芸太田町	◎	阿武町	◎		
達成度 ※◎又は○の機関数	65%	達成度 ※◎又は○の機関数	13/20	達成度 ※◎又は○の機関数	40%	達成度 ※◎又は○の機関数	8/20	新庄村	◎	北広島町	◎	達成度 ※◎又は○の機関数	95%
	63%		鏡野町		×		大崎上島町	○	15/24				
								勝央町	◎	世羅町	※		
								奈義町	◎	神石高原町	○		
								西粟倉村	◎	達成度	63%		
								久米南町	○	※◎又は○の機関数	15/24		
								美咲町	◎				
								吉備中央町	◎				
								達成度	68%				
								※◎又は○の機関数	19/28				

令和3年度中国ブロックにおける指標の達成状況について

■工事(中国ブロック独自指標)

指標⑤：入札契約制度(一般競争入札)の基準の設定状況

◎：制度基準を設定し対象工事で実施

○：制度基準は設定したが、対象工事で未実施

▲：制度基準設定に向けて検討中

×：未実施

国等機関 (全18機関)		鳥取県内 (全20機関)		島根県内 (全20機関)		岡山県内 (全28機関)		広島県内 (全24機関)		山口県内 (全20機関)	
発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度
国土交通省 中国地方整備局	◎	鳥取県	◎	島根県	◎	岡山県	◎	広島県	◎	山口県	◎
警察庁 中国四国管区警察局	◎	鳥取市	◎	松江市	◎	岡山市	◎	広島市	◎	山口市	◎
財務省 中国財務局	◎	米子市	◎	浜田市	◎	倉敷市	◎	三原市	◎	下関市	◎
財務省 広島国税局	◎	倉吉市	◎	出雲市	◎	津山市	◎	呉市	◎	宇部市	◎
農林水産省 中国四国農政局	◎	境港市	◎	益田市	◎	玉野市	◎	竹原市	◎	萩市	◎
林野庁 近畿中国森林管理局	◎	岩美町	◎	大田市	◎	笠岡市	◎	尾道市	◎	防府市	◎
国土交通省 中国運輸局	◎	若桜町	×	安来市	◎	井原市	◎	福山市	◎	下松市	◎
国土交通省 大阪航空局	◎	智頭町	○	江津市	◎	総社市	◎	府中市	◎	岩国市	◎
海上保安庁 第六管区海上保安本部	◎	八頭町	○	雲南市	◎	高梁市	◎	三次市	◎	光市	◎
環境省 中国四国地方環境事務所	◎	三朝町	○	奥出雲町	◎	新見市	▲	庄原市	◎	長門市	◎
防衛省 中国四国防衛局	◎	湯梨浜町	○	飯南町	▲	備前市	◎	大竹市	◎	柳井市	◎
水産庁	◎	琴浦町	×	川本町	○	瀬戸内市	◎	東広島市	◎	美祢市	◎
広島高等裁判所	◎	北栄町	×	美郷町	○	赤磐市	◎	廿日市市	◎	周南市	◎
西日本高速道路(株) 中国支社	◎	日吉津村	×	邑南町	◎	真庭市	◎	安芸高田市	◎	山陽小野田市	▲
本州四国連絡高速道路(株) しまなみ尾道管理センター	◎	大山町	▲	津和野町	◎	美作市	◎	江田島市	×	周防大島町	◎
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	◎	南部町	▲	吉賀町	◎	浅口市	◎	府中町	○	和木町	×
広島高速道路公社	◎	伯耆町	×	海士町	◎	和気町	▲	海田町	◎	上関町	×
日本下水道事業団 中国・四国総合事務所	◎	日南町	×	西ノ島町	◎	早島町	◎	熊野町	×	田布施町	◎
達成度 ※◎又は○の機関数	100%	日野町	×	知夫村	◎	里庄町	×	坂町	×	平生町	▲
	18/18	江府町	×	隠岐の島町	◎	矢掛町	▲	安芸太田町	◎	阿武町	○
達成度 ※◎又は○の機関数	50%	達成度 ※◎又は○の機関数	10/20	達成度 ※◎又は○の機関数	95%	新庄村	◎	北広島町	◎	達成度 ※◎又は○の機関数	80%
	10/20		19/20		鏡野町	◎	大崎上島町	▲	16/20		
						勝央町	◎	世羅町	◎		
						奈義町	◎	神石高原町	◎		
						西粟倉村	▲	達成度	83%		
						久米南町	○	※◎又は○の機関数	20/24		
						美咲町	◎				
						吉備中央町	◎				
						達成度	82%				
						※◎又は○の機関数	23/28				

令和3年度中国ブロックにおける指標の達成状況について

■工事(中国ブロック独自指標)

指標⑥：入札契約制度(総合評価落札方式)の基準の設定状況

◎：制度基準を設定し対象工事で実施

○：制度基準は設定したが、対象工事で未実施

▲：制度基準設定に向けて検討中

×：未実施

国等機関 (全18機関)		鳥取県内 (全20機関)		島根県内 (全20機関)		岡山県内 (全28機関)		広島県内 (全24機関)		山口県内 (全20機関)	
発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度
国土交通省 中国地方整備局	◎	鳥取県	◎	島根県	◎	岡山県	◎	広島県	◎	山口県	◎
警察庁 中国四国管区警察局	▲	鳥取市	◎	松江市	◎	岡山市	◎	広島市	◎	山口市	○
財務省 中国財務局	○	米子市	◎	浜田市	◎	倉敷市	◎	三原市	○	下関市	◎
財務省 広島国税局	◎	倉吉市	○	出雲市	◎	津山市	◎	呉市	◎	宇部市	◎
農林水産省 中国四国農政局	◎	境港市	◎	益田市	◎	玉野市	×	竹原市	○	萩市	○
林野庁 近畿中国森林管理局	◎	岩美町	○	大田市	○	笠岡市	◎	尾道市	◎	防府市	◎
国土交通省 中国運輸局	◎	若桜町	×	安来市	▲	井原市	◎	福山市	◎	下松市	◎
国土交通省 大阪航空局	◎	智頭町	×	江津市	◎	総社市	◎	府中市	◎	岩国市	◎
海上保安庁 第六管区海上保安本部	×	八頭町	○	雲南市	◎	高梁市	◎	三次市	○	光市	◎
環境省 中国四国地方環境事務所	◎	三朝町	○	奥出雲町	▲	新見市	▲	庄原市	◎	長門市	○
防衛省 中国四国防衛局	◎	湯梨浜町	◎	飯南町	▲	備前市	○	大竹市	◎	柳井市	○
水産庁	◎	琴浦町	×	川本町	○	瀬戸内市	▲	東広島市	◎	美祢市	○
広島高等裁判所	◎	北栄町	◎	美郷町	×	赤磐市	◎	廿日市市	◎	周南市	◎
西日本高速道路(株) 中国支社	◎	日吉津村	×	邑南町	◎	真庭市	◎	安芸高田市	▲	山陽小野田市	○
本州四国連絡高速道路(株) しまなみ尾道管理センター	◎	大山町	▲	津和野町	×	美作市	◎	江田島市	○	周防大島町	◎
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	◎	南部町	×	吉賀町	×	浅口市	◎	府中町	○	和木町	◎
広島高速道路公社	◎	伯耆町	×	海士町	×	和気町	×	海田町	◎	上関町	×
日本下水道事業団 中国・四国総合事務所	◎	日南町	×	西ノ島町	◎	早島町	○	熊野町	◎	田布施町	○
達成度	89%	日野町	×	知夫村	◎	里庄町	×	坂町	×	平生町	▲
	16/18	江府町	×	隠岐の島町	×	矢掛町	◎	安芸太田町	○	阿武町	○
達成度	50%	達成度	60%	達成度	68%	達成度	92%	達成度	90%	達成度	
	10/20		12/20		18/20						
達成度	68%	達成度	22/24	達成度	68%	達成度	92%	達成度	92%	達成度	
											19/28

令和3年度中国ブロックにおける指標の達成状況について

■業務(中国ブロック独自指標)
 指標⑨：ウィークリースタンスの実施

◎：特記仕様書等への位置づけ、かつ課題確認、改善に努めている。
 ○：特記仕様書等への位置づけはしているが、課題確認はしていない。
 ▲：ウィークリースタンスの取組について検討中。
 ×：未実施

国等機関 (全18機関)		鳥取県内 (全20機関)		島根県内 (全20機関)		岡山県内 (全28機関)		広島県内 (全24機関)		山口県内 (全20機関)		
発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	
国土交通省 中国地方整備局	◎	鳥取県	○	島根県	◎	岡山県	◎	広島県	◎	山口県	○	
警察庁 中国四国管区警察局	▲	鳥取市	○	松江市	○	岡山市	○	広島市	◎	山口市	▲	
財務省 中国財務局	×	米子市	○	浜田市	○	倉敷市	○	三原市	×	下関市	×	
財務省 広島国税局	◎	倉吉市	○	出雲市	▲	津山市	×	呉市	×	宇部市	×	
農林水産省 中国四国農政局	○	境港市	○	益田市	○	玉野市	×	竹原市	×	萩市	×	
林野庁 近畿中国森林管理局	×	岩美町	○	大田市	○	笠岡市	×	尾道市	×	防府市	×	
国土交通省 中国運輸局	○	若桜町	×	安来市	×	井原市	×	福山市	▲	下松市	○	
国土交通省 大阪航空局	◎	智頭町	×	江津市	×	総社市	×	府中市	×	岩国市	▲	
海上保安庁 第六管区海上保安本部	▲	八頭町	×	雲南市	▲	高梁市	○	三次市	×	光市	×	
環境省 中国四国地方環境事務所	▲	三朝町	▲	奥出雲町	▲	新見市	×	庄原市	▲	長門市	×	
防衛省 中国四国防衛局	○	湯梨浜町	○	飯南町	▲	備前市	×	大竹市	▲	柳井市	×	
水産庁	▲	琴浦町	○	川本町	×	瀬戸内市	○	東広島市	▲	美祢市	▲	
広島高等裁判所	×	北栄町	○	美郷町	×	赤磐市	×	廿日市市	×	周南市	×	
西日本高速道路(株) 中国支社	◎	日吉津村	×	邑南町	×	真庭市	×	安芸高田市	×	山陽小野田市	▲	
本州四国連絡高速道路(株) しまなみ尾道管理センター	○	大山町	×	津和野町	×	美作市	×	江田島市	○	周防大島町	○	
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	▲	南部町	×	吉賀町	×	浅口市	▲	府中町	×	和木町	×	
広島高速道路公社	◎	伯耆町	×	海士町	×	和気町	▲	海田町	×	上関町	▲	
日本下水道事業団 中国・四国総合事務所	▲	日南町	×	西ノ島町	×	早島町	×	熊野町	×	田布施町	▲	
達成度 ※◎又は○の機関数	50%	日野町	○	知夫村	▲	里庄町	×	坂町	×	平生町	×	
	9/18	江府町	×	隠岐の島町	×	矢掛町	×	安芸太田町	×	阿武町	▲	
達成度 ※◎又は○の機関数	50%	達成度 ※◎又は○の機関数	10/20	25%	達成度 ※◎又は○の機関数	5/20	新庄村	×	北広島町	○	達成度 ※◎又は○の機関数	15%
							鏡野町	×	大崎上島町	○		3/20
							勝央町	×	世羅町	×		
							奈義町	▲	神石高原町	×		
							西粟倉村	×	達成度 ※◎又は○の機関数	21%		
							久米南町	×		5/24		
							美咲町	×				
							吉備中央町	×				
							達成度 ※◎又は○の機関数	18%				
								5/28				

中国ブロックにおける設定指標に対する令和4年度の 取組方針について



各指標の解説(取り組み方針)について

工事 ①地域平準化率(施工時期の平準化)

(全国統一指標)

①地域平準化率(施工時期の平準化)

国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率(地域ブロック単位・県域単位で公表)

<取り組み方針>

■ 県別に目標とする平準化率を設定

	H30実績	R1実績	R2実績	R3実績	目標平準化率			
					R2	R3	R4	R5
中国全体	0.67	0.76	0.74	0.76	—	—	—	—
国等機関	0.80	0.87	0.85	0.867	0.85	0.875	0.90	
鳥取県内	0.74	0.81	0.73	0.71	0.825	0.85	0.875	0.9
島根県内	0.70	0.74	0.68	0.73	0.75	0.80	0.85	
岡山県内	0.58	0.72	0.71	0.69	0.70	0.75	0.80	
広島県内	0.62	0.74	0.76	0.81	0.70	0.80	0.85	
山口県内	0.72	0.81	0.75	0.74	0.825	0.85	0.875	

■ フォローアップ

- 各県発注者協議会において、取り組み方針の確認・周知を図り、年度末には方針に対する結果、課題の確認、好事例の共有等を行う。

2022年度の取組 (中国地方整備局)

■ ロードマップ(中国地整)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	<p>取り組み内容が次年度に反映される</p> <p>平準化率 85%以上 (全国平均レベル)</p> <p>平準化率 87.5%以上</p> <p>平準化率 90%以上</p>					継続
	平準化率 (中国地整) 84.9%					
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 取組の進捗管理 ● 取組の進捗管理 ● 取組の進捗管理 ● 取組の進捗管理 ● 取組の進捗管理 	<ul style="list-style-type: none"> ● 取組の進捗管理 ● 取組の進捗管理 ● 取組の進捗管理 ● 取組の進捗管理 ● 取組の進捗管理 	<ul style="list-style-type: none"> ● 取組の進捗管理 ● 取組の進捗管理 ● 取組の進捗管理 ● 取組の進捗管理 ● 取組の進捗管理 	<ul style="list-style-type: none"> ● 取組の進捗管理 ● 取組の進捗管理 ● 取組の進捗管理 ● 取組の進捗管理 ● 取組の進捗管理 	<ul style="list-style-type: none"> ● 取組の進捗管理 ● 取組の進捗管理 ● 取組の進捗管理 ● 取組の進捗管理 ● 取組の進捗管理 	<ul style="list-style-type: none"> ● 取組の進捗管理 ● 取組の進捗管理 ● 取組の進捗管理 ● 取組の進捗管理 ● 取組の進捗管理

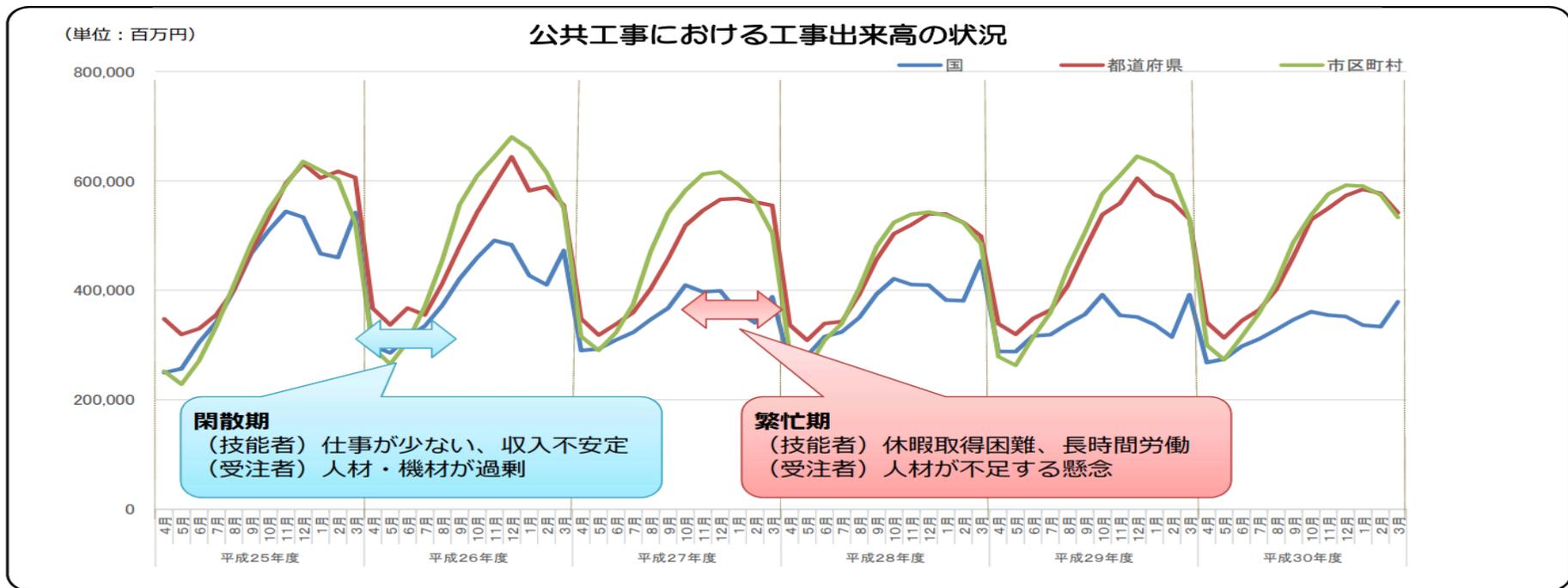
- 適切な工期設定を考慮した早期発注手続の積極活用など (R4年度施策: 平準化率90%以上)
- 従前より実施している施策の継続

工事 ①地域平準化率(施工時期の平準化)

<施工時期の平準化の必要性>

公共工事では、年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差が生じるため、人材や機材の効率的な活用等に支障

⇒ 改正品確法において、発注者の責務として公共工事の平準化が規定
入契法で、公共工事の発注者に施工時期の平準化のための方策を講じることを努力義務化



施工時期の平準化の推進

建設業者(受注者)に期待される効果

- 年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化
- 人材や機材の実働日数の向上や効率的な運用
- 技能者の処遇の改善(特に休日の確保等)
- 稼働率の向上による機械保有等の促進

発注者に期待される効果

- 入札不調・不落の抑制など、安定的な施工の確保
- 中長期的な公共工事の担い手の確保
- 発注担当職員等の事務作業の負担軽減

工事 ②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

(全国統一指標)

②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合(地域ブロック単位・県域単位で公表)

<取り組み方針>

- R3までは、国・特殊法人等・5県・2政令市が対象。
- R4年度から対象を全ての市町村に拡大。
- R6までに、全ての工事において、原則発注者指定を目指す(全ての機関)。

■フォローアップ

○各県発注者協議会で、市町村を含めた取り組み結果や課題の確認を行う。

2022年度の取組 (中国地方整備局)

■ロードマップ(中国地整)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	週休2日制の取り組み			継 続		
	70%以上	80%以上	90%以上			
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ●【拡大】 <ul style="list-style-type: none"> ○R1.6以降本官工事の一般土木工事を発注者指定方式 ○R1.9以降本官工事のPC上部工事を発注者指定方式(その他:受注者希望方式) ●【新規】交代制導入: 4件 ●【新規】実施企業に総合評価において加点 ●【新規】公告時工程表の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ●【拡大】 <ul style="list-style-type: none"> ○原則、全ての本官工事を発注者指定方式 ○分任管: PC、鋼構工事を発注者指定方式 ●【拡大】 <ul style="list-style-type: none"> ○全ての希望方式の分任管工事へ「閉所」 「交代制」の希望を確認徹底 ●【継続】実施企業に総合評価加点 ●【新規】整備局(岡山県、広島県除く)統一閉所日の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ●【拡大】 <ul style="list-style-type: none"> ○一般土木工事の発注者指定方式 拡大 <ul style="list-style-type: none"> ○現場閉所(1億円以上の改築、改修工事)(全てのAs、Co舗装工事) ○交代制(1億円以上の維持修繕工事) ●【継続】 <ul style="list-style-type: none"> ○適切な工期設定、工期延期 ○実施企業に総合評価加点 	<ul style="list-style-type: none"> ●【拡大】 <ul style="list-style-type: none"> ○全ての発注者指定方式 拡大 ●【継続】 <ul style="list-style-type: none"> ○適切な工期設定、工期延期 ○実施企業に総合評価加点 	●継続	●継続
						改正労働基準法 建設業適用 令和6年4月1日～

- R4年度から原則、全ての工事について発注者指定による週休2日制工事を実施

建設業における時間外労働規制の見直し(働き方改革関連法)

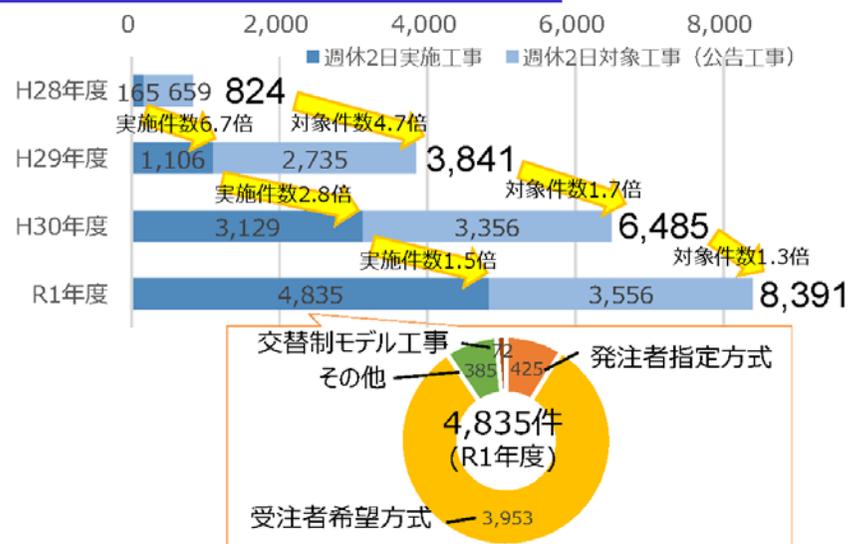
	現行規制	見直しの内容「働き方改革関連法」(平成30年6月成立)
原則	<p>《労働基準法で法定》</p> <p>(1) 1日8時間・1週間 40時間</p> <p>(2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能</p> <p>(3) <u>災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能</u>(労基法33条)</p>	<p>《同左》</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p>罰則: 雇用主に 6か月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金</p> </div>
↓ 36協定の 限度	<p>《厚生労働大臣告示: 強制力なし》</p> <p>(1) ・原則、月 45時間 かつ 年 360時間</p> <p>・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6か月まで)(特別条項)</p> <p>(2) ・<u>建設の事業は、(1)の適用を除外</u></p>	<p>《労働基準法改正により法定: 罰則付き》</p> <p>(1) ・原則、月 45時間 かつ 年 360時間</p> <p>・<u>特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定</u></p> <p>① 年 720時間(月平均60時間)</p> <p>② 年 720時間の範囲内で、<u>一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定</u></p> <p>a. 2~6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日出勤を含む)</p> <p>b. 単月 100時間未満(休日出勤を含む)</p> <p>c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限</p> <p>(2) 建設業の取り扱い</p> <p>・<u>施行後5年間 現行制度を適用</u></p> <p>・<u>施行後5年以降 一般則を適用</u>。ただし、<u>災害からの復旧・復興については、上記(1)②a.b.は適用しない</u>(※)が、将来的には一般則の適用を目指す。</p> <p>※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時の必要性がない場合は対象とならない</p>

※ 発注者を含めた関係者で構成する協議会の設置など長時間労働是正に向けた必要な環境整備を推進

工事 ②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

- 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
- R6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

週休2日工事の実施状況(直轄)



	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
公告件数(取組件数)	824(165)	3,841(1,106)	6,485(3,129)	8,391(4,835)
実施率	20.0%	28.7%	48.2%	57.6%

週休2日工事の実施状況(都道府県・政令市(計67団体))

- H29年度：実施済39団体
- H30年度：実施済56団体
- R1年度：実施済66団体

➤ 直轄工事においては、R6年4月の時間外労働規制の適用に先駆け、R5年度には原則として全ての工事が発注者指定方式により週休2日を確保することを目指して取組を順次拡大。

週休2日の推進に向けた取組(直轄)

■ 週休2日の実施に伴う必要経費を計上

- 平成29年度より共通仮設費、現場管理費、平成30年度より労務費、機械経費(賃料)について、現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ、必要経費を計上。
- R4年度も、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費の補正係数を引き続き継続。

※()は空港土木

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)*	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率*	1.02(1.01)	1.03(1.02)	1.04(1.03)
現場管理費率*	1.03(1.01)	1.04(1.03)	1.06(1.04)

*週休2日の実施により、現状より工期が長くなることに伴う必要経費に関する補正

■ 週休2日交替制モデル工事の試行

- R1年度より、現場閉所が困難な維持工事等において、工事従事者が交替で週休2日を確保するモデル工事を試行。達成状況に応じて労務費を補正。
- R3年度より、交替制モデル工事における週休2日の実現に向けた環境整備として、新たに現場管理費の補正係数を設定。

休日率	4週6休以上 7休未満	4週7休以上 8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
現場管理費	1.01	1.02	1.03

■ 工事成績評定による加点

4週8休を実施した工事について、「工程管理」の項目において加点評価



No.	対象工事	公告時発注型式	入札時の予定価格作成	工事着手前	精算変更時
1	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全ての本官工事 ■ 分任官 PC上部工事、鋼上部工事、改築・改修における一般土木工事、全てのアスファルト・コンクリート舗装工事、機械設備工事	発注者指定型 (現場閉所)	<u>現場閉所「4週8休以上」補正</u> 実施	現場閉所の計画を明記した施工計画書	実施状況により4週8休未満の場合は、補正分を減額変更。
2	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上記以外の全ての工事 	発注者指定型 (受注者選択) ①「現場閉所」 ②「交替制」	<u>現場閉所「4週8休以上」補正</u> 実施	受注者が次のいずれかを選択し、施工計画書に明示して提出。 ①「現場閉所」 ②「交替制」	【現場閉所の場合】 実施状況により4週8休未満の場合は、補正分を減額変更。 【交替制の場合】 交替制（4週8休以上）の補正係数に変更する。ただし、実施状況により4週8休未満の場合は、補正分を減額変更。

(全国統一指標)

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合(県域単位で公表)

<取り組み方針>

- 低入札価格調査基準または最低制限価格の導入割合
- 現在の導入率を確認するとともに、100%導入に向けて取り組む
- フォローアップ
 - 2月頃、各県発注者協議会で取り組み方針に対する結果や課題等を確認するとともに、未導入の発注機関に対して取り組みを促す。

ダンピング対策について

ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するおそれがある。



将来の公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、発注者の責務として、低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずる

ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。予定価格は、原則として事後公表とする。

<取組状況>

- H27. 2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化(未導入の団体における早急な制度の導入、公表時期の見直し)を要請
- H28. 2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
- H28. 4 低入札価格調査基準の改定(現場管理費の算入率を0.80→0.90に引上げ)
- H28.10 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
- H29. 2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
- H29. 4 低入札価格調査基準の改定(直接工事費の算入率を0.95→0.97に引上げ)
- H31. 4 低入札価格調査基準の改定(調査基準の範囲を0.70~0.90→0.75~0.92に引上げ)
- R 4. 4 低入札価格調査基準の改定(一般管理費等の率を0.55→0.68に引上げ)

<未導入団体の推移>

H18 484 団体
↓
H20 359 団体
↓
H22 272 団体
↓
H24 232 団体
↓
H29 126 団体
↓
H30 109 団体
↓
R2 81 団体

最低制限価格制度等の導入状況 ~81団体が未導入~

	都道府県	指定都市	市区町村
導入済み	47	20	1640
	100.0%	100.0%	95.3%
いずれも未導入	0	0	81
	0%	0%	4.7%

最低制限価格等の公表時期 ~導入済の団体の1割前後は事前公表~

	都道府県	指定都市	市区町村
最低制限価格の事前公表	2	1	125
	4.5%	5.0%	8.2%
基準価格の事前公表	2	0	46
	4.3%	0%	5.7%

(中国ブロック独自指標)

④ 予定価格の事後公表の実施状況

予定価格の事後公表を実施している割合

< 取り組み方針 >

- 事前公表による建設企業の競争力低下などについて検証を行う。
- 事前公表または事後公表のいずれも実施していない自治体に対しては、目的を理解してもらい、公表に向けた関係部署内の調整を進めるよう促す。
- フォローアップ
 - 令和4年度は、事前公表を実施している自治体について、建設企業が適切に積算を実施し入札を行っているか(技術力低下を防止する措置)等の具体的な対策内容について確認を行い、その実施結果を検証する。

< 令和3年度の達成状況 >

	予定価格の事後公表の実施状況	
国等	100%	18/18
鳥取県	65%	13/20
島根県	40%	8/20
岡山県	68%	19/28
広島県	63%	15/24
山口県	95%	19/20
全体	71%	92/130

(中国ブロック独自指標)

⑤入札契約制度(一般競争入札)の基準の設定状況

一般競争入札方式の制度基準を定め適切に運用した割合

<取り組み方針>

- 一般競争入札の適用基準を定める。
- 工事において、各機関における入札契約制度の適用基準の整備状況、適切に運用しているか否かの確認を行う。

<令和3年度の達成状況>

	一般競争入札の基準の設定状況	
国等	100%	18/18
鳥取県	50%	10/20
島根県	95%	19/20
岡山県	82%	23/28
広島県	83%	20/24
山口県	80%	16/20
全体	82%	106/130

(中国ブロック独自指標)

⑥入札契約制度(総合評価落札方式)の基準の設定状況

総合評価落札方式の制度基準を定め適切に運用した割合

<取り組み方針>

- 総合評価落札方式の適用基準を定める。
- 工事において、各機関における適用基準の整備状況、適切に発注しているか否かの確認を行う。

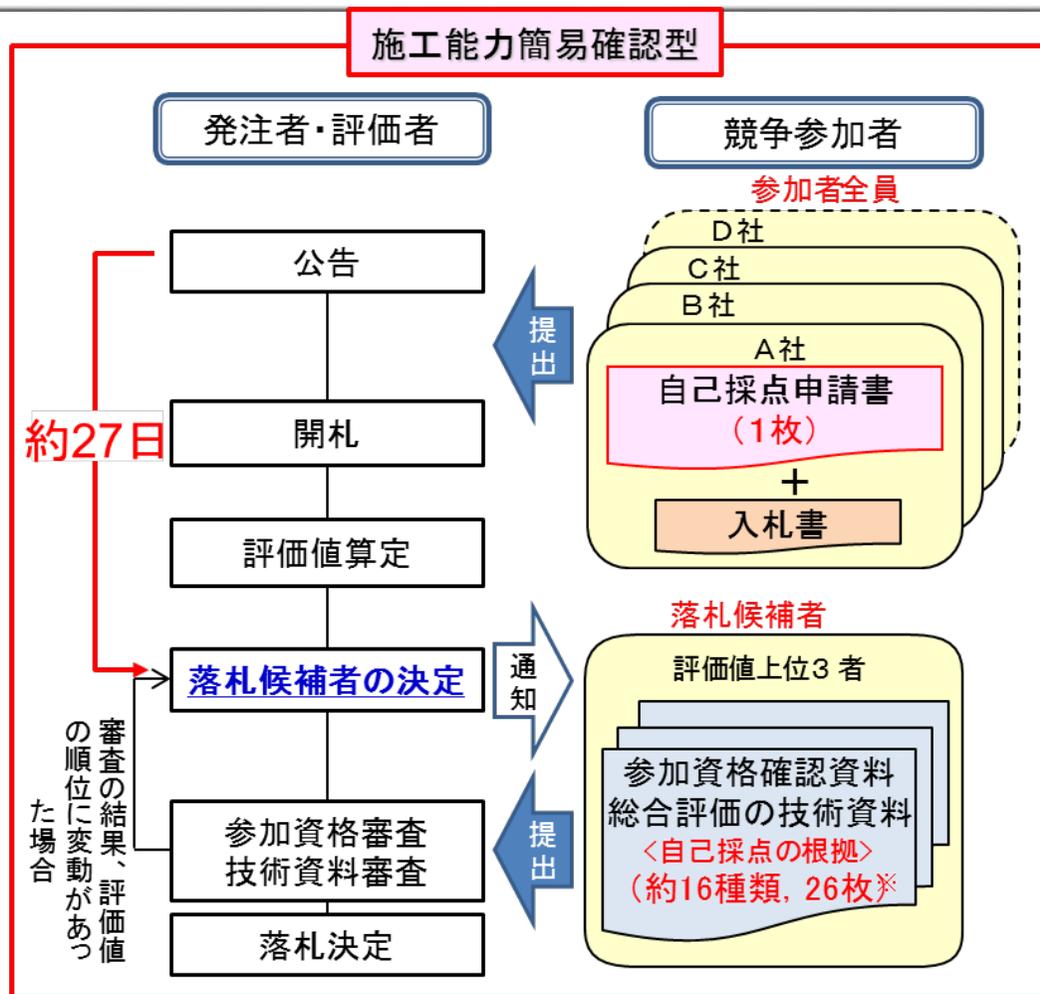
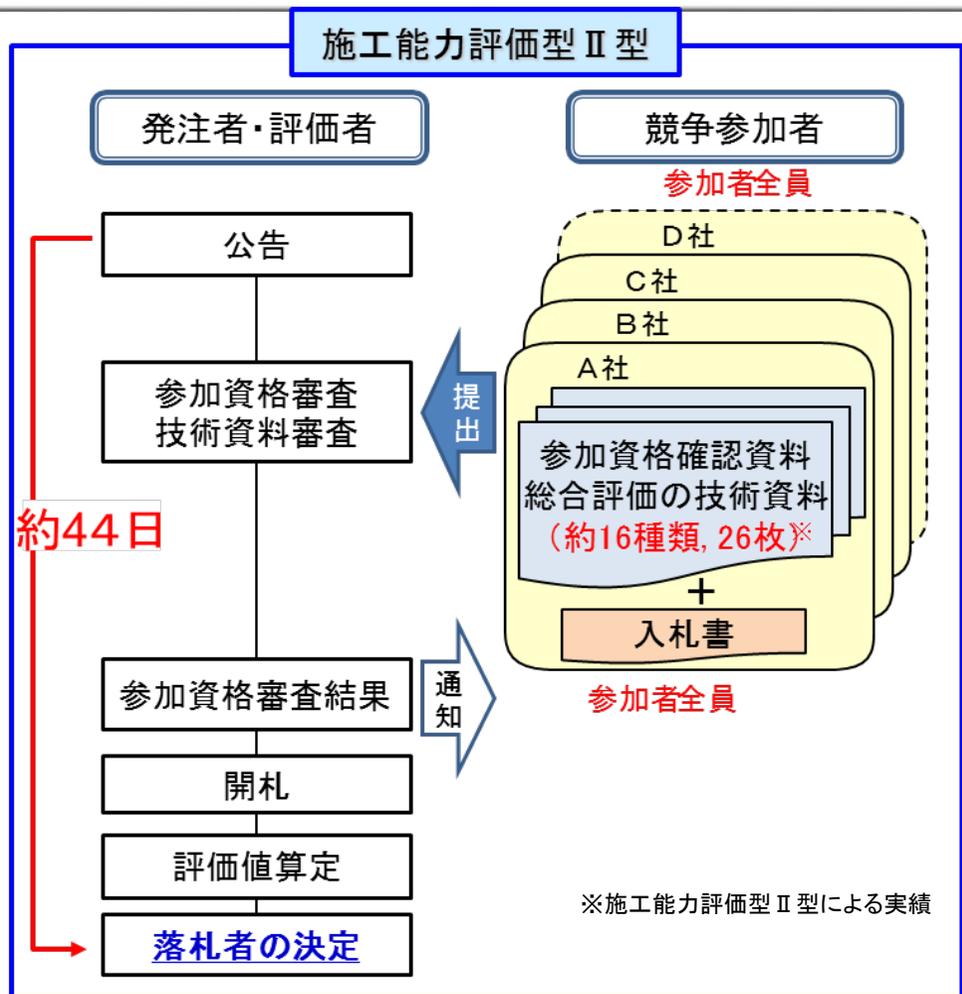
<令和3年度の達成状況>

	総合評価落札方式の適切な活用を図る	
国等	89%	16/18
鳥取県	50%	10/20
島根県	60%	12/20
岡山県	68%	19/28
広島県	92%	22/24
山口県	90%	18/20
全体	75%	97/130

○ 入札書と、総合評価項目について競争参加者が自ら採点した「自己採点申請書」の提出を求め、評価値の算定を行った後に、落札候補者(評価値上位3者)に技術資料の提出を求め、自己採点内容の確認を実施。

○ 施工能力評価型において、公告から落札者決定まで約44日の日数が必要。その間参加者すべての配置予定技術者が拘束されている状態であった。施工能力簡易確認型では落札候補者(3者)の通知までを約27日まで短縮を図る。

令和1年10月以降は不調不落対策の観点から、適用を見合わせている。令和4年度も引き続き適用を見合わせる。



(全国統一指標)

⑦地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合(地域ブロック単位・県域単位で公表)

<取り組み方針>

■県別に目標とする平準化率(第4四半期設定割合※)

	R1実績	R2実績	R3実績	目標平準化率(第4四半期設定割合)			
				R2	R3	R4	R5
中国全体	0.48	0.47	0.47	0.50	0.45	0.42	0.40
国等機関	0.55	0.52	0.50				
鳥取県内	0.40	0.43	0.44				
島根県内	0.41	0.43	0.46				
岡山県内	0.51	0.48	0.49				
広島県内	0.46	0.47	0.44				
山口県内	0.49	0.47	0.48				

■フォローアップ

- 10月頃、国、県、政令市の発注状況を確認。
- 2月頃、各県発注者協議会で、取り組み方針に対する結果、課題の確認、好事例の共有等行い、次年度へ生かす。

2022年度の取組(中国地方整備局)

■平準化に向けた取組(中国地整)

- 早期発注や国債(ゼロ国)の活用及び、発注者支援業務などの通年業務の履行期限分散にも取り組む。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> • 積極的な早期発注 • ゼロ国債、通常国債の活用 	<ul style="list-style-type: none"> • 積極的な早期発注 • ゼロ国債、通常国債の活用 	<ul style="list-style-type: none"> • 積極的な早期発注 • ゼロ国債、通常国債の活用 • 発注者支援業務などの通年業務の履行期限分散 	<ul style="list-style-type: none"> • 積極的な早期発注 • ゼロ国債、通常国債の活用 • 発注者支援業務などの通年業務の履行期限分散

(全国統一指標)

⑧低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合(県域単位で公表)

<取り組み方針>

- 低入札価格調査基準または最低制限価格の導入割合
- 現在の導入率を確認するとともに、100%導入に向けて取り組む。

(中国ブロック独自指標)

⑨ウイークリースタンスの実施状況(履行状況の確認)

適正な業務執行を図るため、休日明け日を依頼の期限日としないことなど契約図書に明示し、取り組む

<取り組み方針>

■ウイークリースタンスの実施目標

◇中国地整

- ・令和元年度から全ての業務において、ウイークリースタンスを実施している。
- ・引き続き取り組みを継続する。

※達成状況は、受注者から提出される実施報告や建設コンサルタンツ協会へアンケート等を通じて確認し、結果を基に課題や問題点を確認し次年度へ生かす。

◇5県・市町村

- ・全ての業務において、特記仕様書へ記載し、ウイークリースタンスの実施を位置づけているか否かの確認を行う。

<令和3年度の達成状況>

	総合評価落札方式の適切な活用を図る	
国等	50%	9/18
鳥取県	50%	10/20
島根県	25%	5/20
岡山県	18%	5/28
広島県	21%	5/24
山口県	15%	3/20
全体	28%	37/130

1. 目的

○受発注者協同のもと、計画的に業務を遂行することにより、労働環境のさらなる改善を目指す。

2. 実施内容

ウィークリースタンス実施項目(案)について**特記仕様書に記載し、打合せ(業務着手時)において当該業務で取り組む内容について協議**する。

【ウィークリースタンス実施項目(案)】

- 1) ノー残業デーの時間外や土日に作業が発生することの無いよう留意する事項
 - ・ 水曜日は、勤務時間外の連絡及び16時以降に掛かる打合せは行わない。
 - ・ 水曜日に資料作成依頼を行う場合は、翌日木曜日を期限日としない。
 - ・ 金曜日に資料作成依頼を行う場合は、翌週月曜日を期限日としない。
- 2) 正規の勤務時間外に仕事をすることが前提とならないよう留意する事項
 - ・ 資料作成依頼を正規の勤務時間外には行わない
 - ・ 資料作成依頼を行う場合には、適切な期間を確保し期限を設定する。

3. 対象

発注者支援業務を含む全ての業務を対象。**平成30年12月より、全ての業務で特記仕様書に記載。**

ただし、災害対応等の緊急を要する場合は除く。

ウィークリースタンスの取り組み実施状況の確認について

令和元年7月1日以降に契約を行う全ての業務

1. 特記仕様書に「ウィークリースタンス実施報告シート」を明記し、受注者は、完成検査時に検査職員に報告する。
2. 検査職員は「報告シート」を確認し、担当副所長に報告。
3. 受注者は「報告シート」を技術管理宛てに電子メールで送付。
4. 技術管理課は取り組み状況を集計し周知を行う。

受注者の対応手順

業務着手時に調査(監督)職員と打合せを行い、本業務で取り組む実施項目を決定する。



業務履行(実施状況について記録)



完成検査時に検査職員に報告



検査後2週間以内に技術管理課宛に送付

掲載先;中国地方整備局 技術管理資料提供システム

<http://www.cgr.mlit.go.jp/techserv/index.htm>

提出先;gikan_kijunni@cgr.mlit.go.jp

【vol. 1_R1. 7. 1】

ウィークリースタンス実施報告シート

【取り扱い】

1. 全ての業務を対象としています。
2. 業務の実施にあたり、本業務で取り組む内容を記載して下さい。
3. 業務完成時に取り組み内容の実施項目の達成度を記載して下さい。
4. 入力した実施報告シートは、完成検査時に検査職員に報告し、2週間以内に企画部技術管理課宛に入力データを電子メールで提出して下さい。
5. 本報告シートは、業務成果の対象外です。

発注事務所名: _____ 発注担当課: _____
業務名: _____ 会社名: _____

取り組み内容と実施結果(取り組んだ内容に☑を記載)

業務着手時に調査職員と打合せを行い、本業務で取り組む内容を決定しましたか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ いいうの場合は理由
<input type="checkbox"/> 水曜日は、勤務時間外の連絡及び16時以降に掛かる打合せは行わない。 <input type="checkbox"/> 完全実施 <input type="checkbox"/> 実施できなかった (全 回中 回未実施)
<input type="checkbox"/> 水曜日に資料作成依頼を行う場合は、翌日木曜日を期限日としない。 <input type="checkbox"/> 完全実施 <input type="checkbox"/> 実施できなかった (全 回中 回未実施)
<input type="checkbox"/> 金曜日に資料作成依頼を行う場合は、翌週月曜日を期限日としない。 <input type="checkbox"/> 完全実施 <input type="checkbox"/> 実施できなかった (全 回中 回未実施)
<input type="checkbox"/> 資料作成依頼を正規の勤務時間外には行わない。 <input type="checkbox"/> 完全実施 <input type="checkbox"/> 実施できなかった (全 回中 回未実施)
<input type="checkbox"/> 資料作成依頼を行う場合には、適切な期間を確保し期限を設定する。 <input type="checkbox"/> 完全実施 <input type="checkbox"/> 実施できなかった (全 回中 回未実施)
その他(_____) <input type="checkbox"/> 完全実施 <input type="checkbox"/> 実施できなかった (全 回中 回未実施)
※ノ一残業デーの時間外や土日に作業が発生することが無いよう留意する事、正規の勤務時間外に仕事をすることが前提とならないよう留意する事項を別途定めている場合その内容と実施結果を記載

実施できなかった理由、実施にあたり工夫した内容など(その他意見)

記載例) 地元対応のため、水曜日の16時以降に資料作成の依頼があった。

■工事においては、全国统一指標①～③、中国ブロック独自指標④～⑥の全6項目とする。

①地域平準化率(施工時期の平準化)

【国:0.90 鳥取県:0.875 島根県:0.85 岡山県:0.80 広島県:0.85 山口県:0.875】

②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

【市町村までを対象。R6までに全工事、原則発注者指定(全市町村含む)】

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

【導入率1.0】

④予定価格の事後公表の実施状況

⑤入札契約制度(一般競争入札)の基準の設定状況

⑥入札契約制度(総合評価落札方式)の基準の設定状況

■測量、調査及び設計(業務)においては、全国统一指標⑦～⑧、中国ブロック独自指標⑨の全3項目とする。

⑦地域平準化率(履行期限の分散)

【全体:0.42】

⑧低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

【導入率1.0】

⑨ウイークリースタンスの実施状況

【全業務で実施】

令和3年度

**7月9日 中国ブロック発注者協議会(幹事会)の開催
中国独自指標決定 運用開始**

1月～2月 各県発注者協議会の開催

○令和3年度の達成度とりまとめ

令和4年度

6月29日 中国ブロック発注者協議会(幹事会)の開催

○令和3年度の達成度とりまとめ ⇒公表

○令和4年度 of 取組方針

7月～8月 各県発注者協議会の開催

○当年度の具体的な取組方針

1月～2月 各県発注者協議会の開催

○令和4年度の達成度とりまとめ

令和5年度

4月～5月 中国ブロック発注者協議会(幹事会)の開催

○令和4年度の達成度とりまとめ ⇒公表

○令和5年度 of 取組方針

東北地方の取組み事例

働き方改革
ワーク・ライフ・バランス

みんなで休みを 毎月第2土曜日に定着させ ミライを築こう!

~R6.4.1から罰則付きの時間外労働規制が適用!~

適正な工期
設定が発注者の
責務!!

いい仕事にこそ、
休日は必要だ!

ミライを築け、君の手で!

魅力ある建設業の実現のため、
業務改善等の工夫で、より良い仕事か
できるような環境づくりが必要です。
休日をとれる職場環境を目指し青森県内の
公共工事を一斉にお休みします。
皆様のご理解・ご協力をお願いします。

週休2日制普及促進DAY
令和4年度

問合せ先：青森河川国道事務所 TEL:017-734-4521
国土交通省東北地方整備局 青森県内事務所、農林水産省東北農政局 青森県内事務所、青森県、
青森県内市町村、(一社)青森県建設業協会、青森県建設業団体連合会、青森県建設産業団体連合会

公共工事をお休みします!

魅力ある建設業の実現のため、
より良い仕事ができるような環境づくりが不可欠です。
休日を取れる職場環境を目指して、
若手県内の公共工事を一斉にお休みします。
皆様のご理解・ご協力をお願いします。

週休2日制普及促進DAY 令和4年度

第2・第4 土曜日

一斉土曜閉所 月2を目指そう!

働き方改革—ワーク・ライフ・バランス—

国土交通省 東北地方整備局 若手県内3事務所 農林水産省 東北農政局 若手県内3事務所(兼)所
若手県・若手県内市町村 (一社)若手県建設業協会 (一社)若手県建設産業団体連合会

進めよう働き方改革—ワーク・ライフ・バランス—

週休2日制普及促進DAY

令和4年度から毎月第2・第4土曜日は、宮城県内の公共工事をお休みします。

第2・4土曜日

週休2日で
心身リフレッシュ

魅力ある建設業の実現のための環境づくりが必要です。
休日を取れる職場環境を目指し宮城県内の公共工事を一斉にお休みします。
皆様のご理解・ご協力をお願いします。

国土交通省東北地方整備局宮城県内事務所
農林水産省東北農政局宮城県内事務所
宮城県・宮城県内市町村
(一社)宮城県建設業協会・宮城県建設産業団体連合会

働き方改革
ワーク・ライフ・バランス

週休2日制 普及促進 DAY

秋田県内の
公共工事をお休みします。

魅力ある建設業の実現のため、より良い仕事ができるような環境づくりが不可欠です。
休日を取れる職場環境を目指して、秋田県内の公共工事を一斉にお休みします。
皆様のご理解・ご協力をお願いします。

【実施日】
2022年4月から2023年3月の第2・第4土曜日

国土交通省 東北地方整備局 秋田県内3事務所(兼)所 農林水産省 東北農政局 秋田県内3事務所(兼)所
秋田県、秋田県内市町村 (一社)秋田県建設業協会、秋田県建設産業団体連合会

働き方改革
ワーク・ライフ・バランス

令和4年度
**週休2日制
普及促進キャンペーン**

山形県内の公共工事

魅力ある建設業の実現のためより良い職場
環境づくりが必要です。
建設業における休日確保(週休2日相当)
の令和6年度からの完全実施を目指し、山
形県内の公共工事を一斉にお休みします。
皆様のご理解と、ご協力をお願いします。
※災害の緊急工事等工程上やむを得ない場
合は除きます。

実施期間 令和4年4月から 令和5年3月まで
実施内容 毎月第3・第4土曜日 4週8休を
現場閉所1日以上実施
+努力目標 週休2日を

国土交通省 東北地方整備局・北陸地方整備局 山形県内3事務所、
農林水産省 東北農政局 山形県内2事業(支)所、山形県、山形県内市町村、
(一社)山形県建設業協会、(一社)山形県建設産業団体連合会

働き方改革
ワーク・ライフ・バランス

週休2日制普及促進DAY

令和4年度は公共工事を
毎月2回一斉にお休みします

○△□工事 掲示板

実施日
令和4年4月から
令和5年3月まで
毎月第2土曜日
第4土曜日

魅力ある建設業の実現のため、より良い仕事
ができるような環境づくりが必要です。
休日を取れる職場環境を目指して、福島県
内の公共工事を一斉にお休みします。
皆様のご理解・ご協力をお願いします。

(※)災害等の緊急工事、工程上やむを得ない
場合を除きます。

国土交通省 東北・北陸地方整備局 福島県内事務所(管理)所
農林水産省 東北農政局 福島県内事務所
福島県・福島県内市町村
(一社)福島県建設業協会、(一社)福島県建設産業団体連合会